

第7期富士見町障害福祉計画 (第3期富士見町障害児福祉計画)

令和6年度～令和8年度



富士見町

令和6年3月

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 法令の根拠・計画の位置づけと計画期間	1
(1) 法令の根拠	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画期間	2
3. 計画の策定・推進体制	3
(1) 県・関係機関との連携	3
(2) 自立支援協議会	3
4. 基本指針の見直しについて	4
第2章 障がいのある人の現状	5
1. 障がい者数等の状況	5
(1) 身体障害者手帳所持者	5
(2) 療育手帳所持者	8
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	9
(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者	10
(5) 精神保健相談 相談者数	11
(6) 特別児童扶養手当受給者数	11
2. 障がい福祉サービス等の利用状況	12
(1) 相談支援サービス利用実績の推移	12
(2) 居住支援・施設系サービス利用実績の推移	12
(3) 訪問系サービス利用実績の推移	13
(4) 日中活動系サービス利用実績の推移	13
(5) 障がい児福祉サービス利用実績の推移	14
3. 障がい児を支える地域環境	15
4. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における成果目標の達成状況	17
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	18

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	18
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	19
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	20
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	21
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	22
第3章 成果目標及び活動指標と取組	23
1. 成果目標と取組	23
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	23
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	24
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	25
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	26
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	27
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	28
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	29
2. 活動指標（サービス利用見込み）と取組	30
(1) 活動指標（サービス利用見込み）.....	30
(2) 見込み量確保に向けての考え方と取組.....	32
3. 地域生活支援事業等の実施について	33
4. 子ども子育て支援等の地域資源について	35
資料編	36
1. 障がい者（児）を対象としたサービスの内容	36
2. サービス別町内事業所一覧	38
3. 法令・制度改正の動向	40
4. 富士見町福祉運営委員会設置要綱	42
5. 富士見町福祉運営委員会委員名簿	43

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

富士見町（以下「本町」という。）では障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を策定し、障がい者及び発達支援の必要な児童が地域で自立した生活を営むことができるよう、関係機関や事業所、当事者団体の連携によって、障がい福祉サービスに係る給付その他の支援の充実を図ってきました。

この度、令和3年度（2021）から令和5年度（2023）を期間とする「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の期間が満了を迎えたことを踏まえ、目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（令和6年度（2024）から令和8年度（2026））を策定します。

2. 法令の根拠・計画の位置づけと計画期間

（1）法令の根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となります。

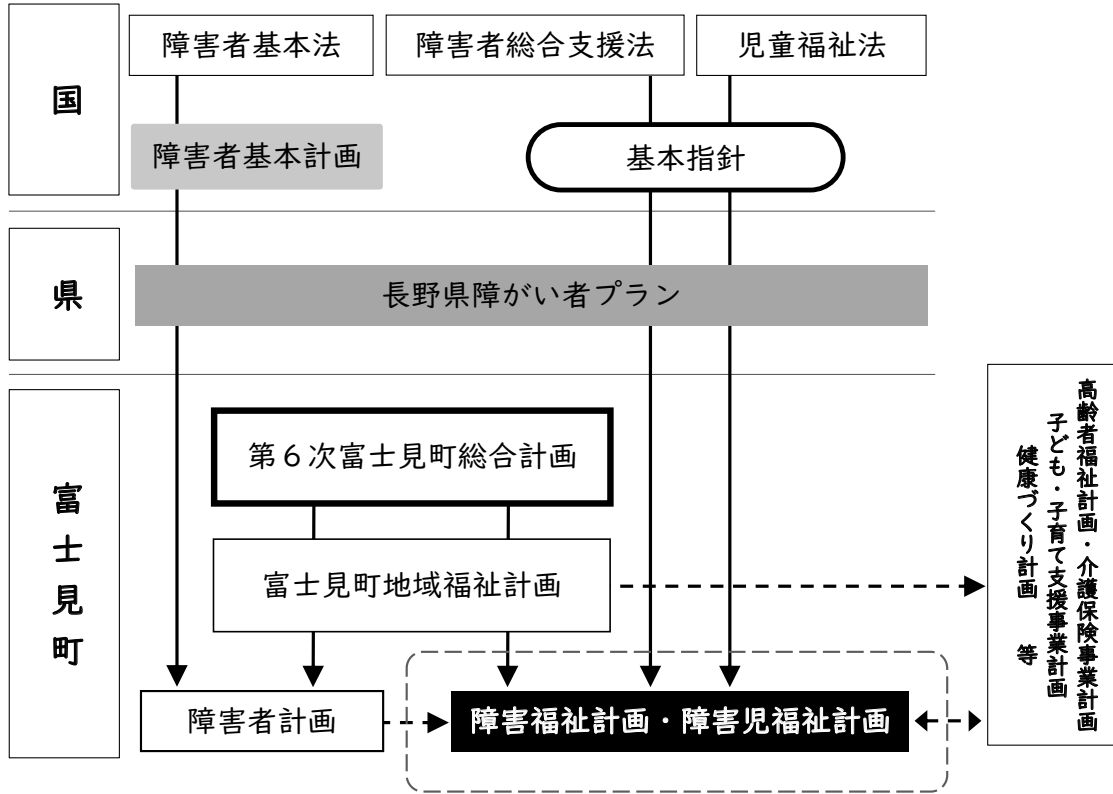
このため、障害福祉計画・障害児福祉計画は障害者計画の中の福祉サービス等に関する実施計画としての位置づけになります。

障害者計画	
障害者基本法 第11条3項	
障がい者施策の基本的方向性について定める計画	
障害福祉計画	障害児福祉計画
障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス提供体制の確保と円滑な実施に関する計画（計画期間は3年1期）	障がい児通所支援等の提供体制の確保と円滑な実施に関する計画（計画期間は3年1期）

(2) 計画の位置づけ

本計画は、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「第6次富士見町総合計画」及び福祉分野の個別計画の上位計画である「富士見町地域福祉計画」に即して策定します。

【関連計画との関係】



(3) 計画期間

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
総合計画	～令和4年度		令和5年度～令和8年度				令和9年度～		
地域福祉計画	令和3年度～令和8年度						令和9年度～		
障害者計画	令和3年度～令和8年度						令和9年度～		
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 (3年間)	第6期・第2期 令和3年度～令和5年度			第7期・第3期 令和6年度～令和8年度			第8期・第4期 令和9年度～令和11年度		

3. 計画の策定・推進体制

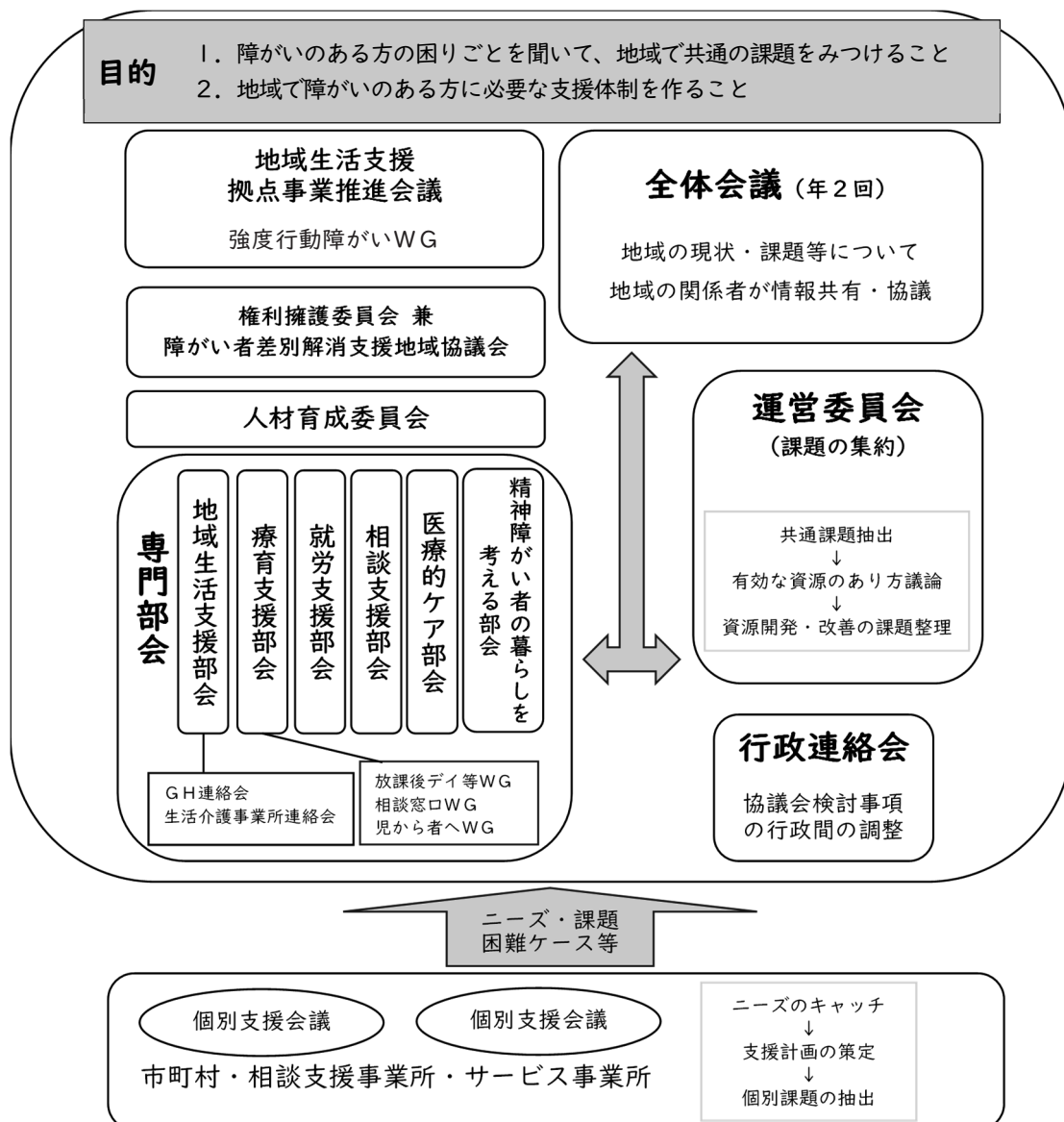
(1) 県・関係機関との連携

障がい福祉サービスの提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等に当たっては、長野県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

(2) 自立支援協議会

諏訪圏域市町村では、障害者総合支援法第89条の3に基づき、障がい者等への支援体制の整備を図るため、障がい福祉行政機関、障がい福祉サービス等事業所、当事者団体、障がい福祉関係団体等で構成される「諏訪地域障がい福祉自立支援協議会」を設置しています。

当協議会では、障がい者等への支援体制に関する地域課題を共有し、課題解決のための方策等についての協議を積極的に行います。また、関係機関が、地域課題等の解決に向かって連携して取り組めるよう、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。



4. 基本指針の見直しについて

本計画を作成するに当たり、直近の障がい福祉施策の動向等を踏まえ、国が示した基本指針の内容は以下のとおりです。※直近の法令・制度改正の動向については資料（P.40,41）参照。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障がい者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障がい福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障がい福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化

第2章 障がいのある人の現状

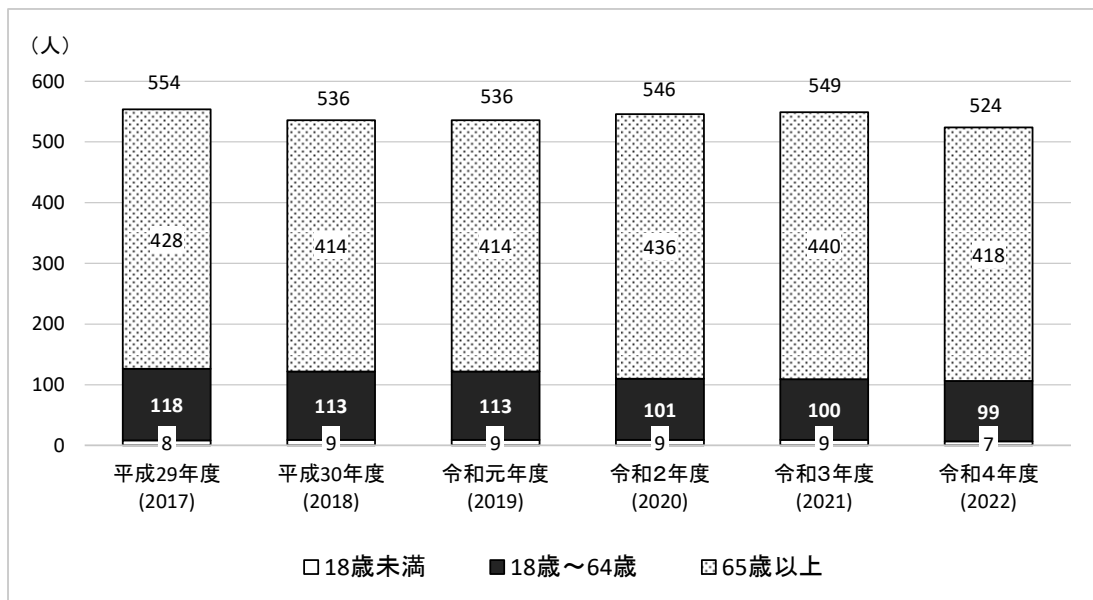
1. 障がい者数等の状況

(1) 身体障害者手帳所持者

① 年齢区分別の推移

年齢区分別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、18歳～64歳、65歳以上において減少傾向にあり、約8割が高齢者となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（年齢区分別）】

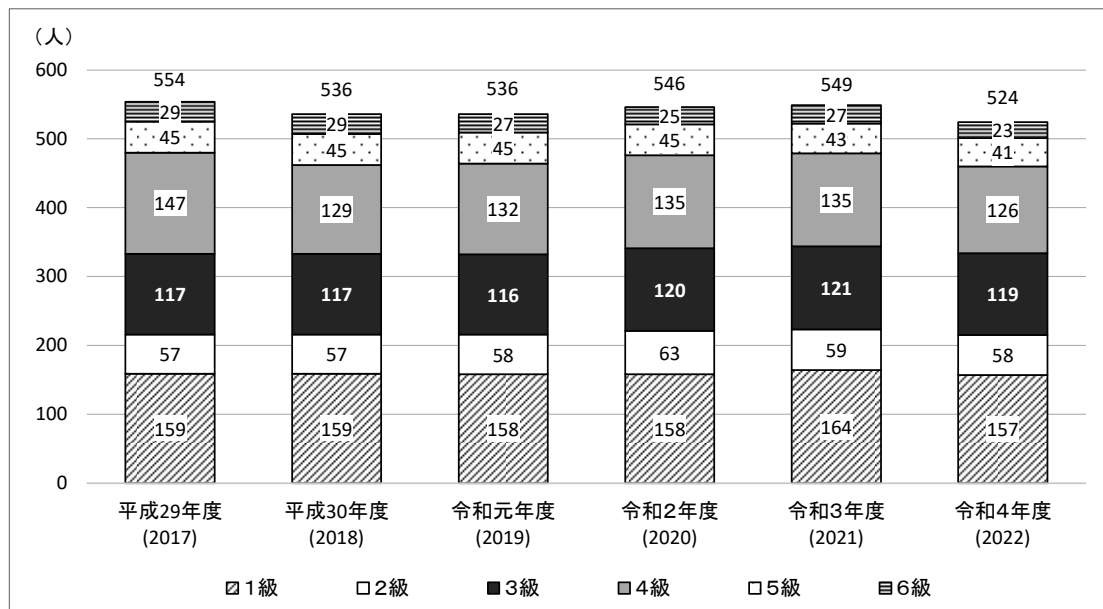


資料：「障害者統計」各年度末現在

② 等級別の推移

等級別推移をみると、重度（1級・2級）は210～220人台、中度（3級・4級）は240～260人台、軽度（5級・6級）は60～70人台でそれぞれ推移しており、重度が約4割、中度が約5割、軽度が約1割となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）】



資料：「障害者統計」各年度末現在

単位：上段（人）

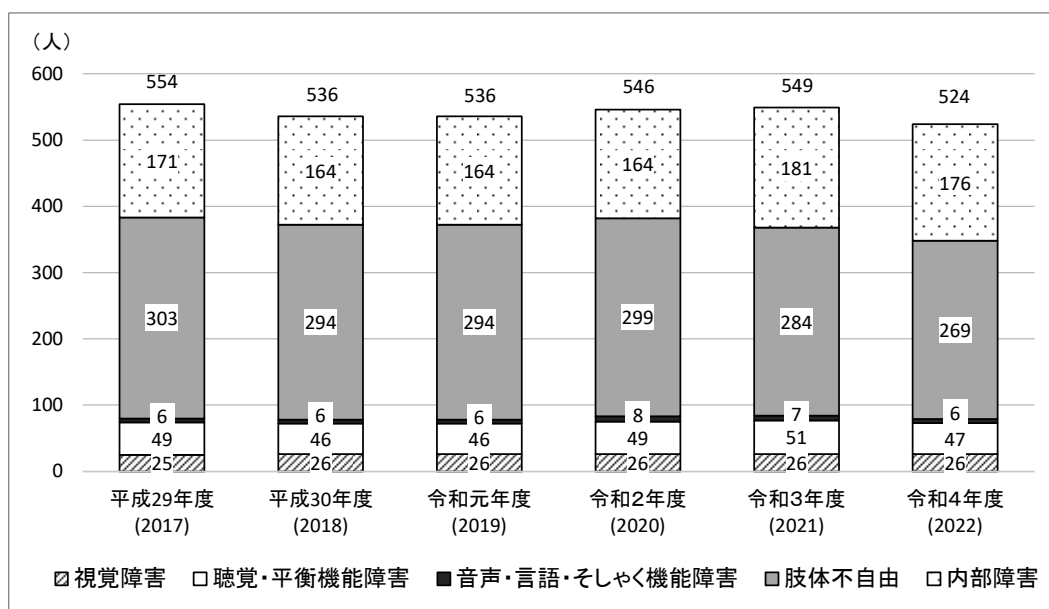
		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
身体障害者手帳所持者		554	536	536	546	549	524
重度	1級	159	159	158	158	164	157
	構成比	28.7%	29.7%	29.5%	28.9%	29.9%	30.0%
	2級	57	57	58	63	59	58
	構成比	10.3%	10.6%	10.8%	11.5%	10.7%	11.1%
中度	3級	117	117	116	120	121	119
	構成比	21.1%	21.8%	21.6%	22.0%	22.0%	22.7%
	4級	147	129	132	135	135	126
	構成比	26.5%	24.1%	24.6%	24.7%	24.6%	24.0%
軽度	5級	45	45	45	45	43	41
	構成比	8.1%	8.4%	8.4%	8.2%	7.8%	7.8%
	6級	29	29	27	25	27	23
	構成比	5.2%	5.4%	5.0%	4.6%	4.9%	4.4%

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

③ 障害別の推移

障害別推移をみると、肢体不自由は減少傾向、その他は概ね横ばいで推移しています。
 構成比は、令和4年度(2022)末時点で、視覚障害は5.0%、聴覚・平衡機能障害は9.0%、音声・言語・そしゃく機能障害は1.0%、肢体不自由は約51.0%、内部障害は34.0%となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移(障害別)】



資料：「障害者統計」各年度末現在

単位：上段(人)

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
障害別の推移	554	536	536	546	549	524
視覚障害	25	26	26	26	26	26
構成比	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
聴覚・平衡機能障害	49	46	46	49	51	47
構成比	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
音声・言語・そしゃく機能障害	6	6	6	8	7	6
構成比	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
肢体不自由	303	294	294	299	284	269
構成比	55.0%	55.0%	55.0%	55.0%	52.0%	51.0%
内部障害	171	164	164	164	181	176
構成比	31.0%	31.0%	31.0%	30.0%	33.0%	34.0%

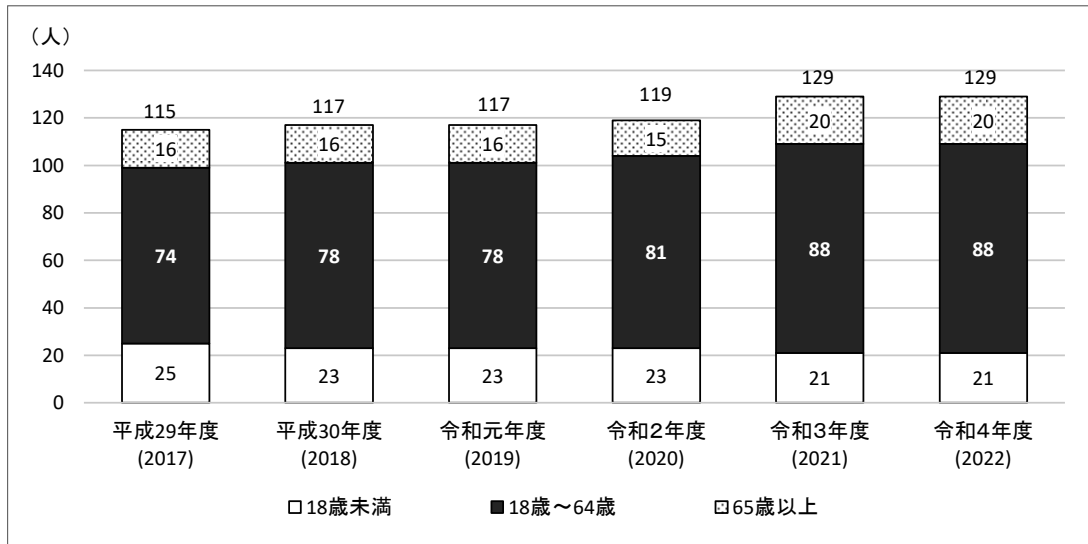
※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

(2) 療育手帳所持者

① 年齢区分別の推移

年齢区分別に療育手帳所持者数の推移をみると、全体的に増加傾向にある中で、令和4年度(2022)は18歳~64歳が約68%、18歳未満は約16%、65歳以上も約16%となっています。

【療育手帳所持者数の推移(年齢区分別)】

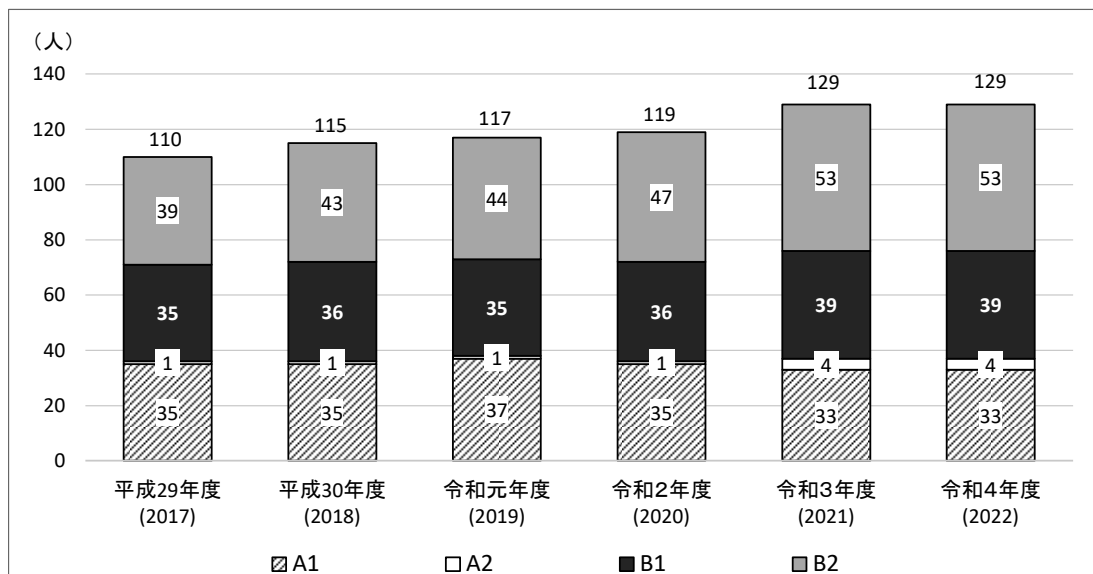


資料：「障害者統計」各年度末現在

② 障害程度別の推移

障害程度別に療育手帳所持者数の推移をみると、全体的に増加傾向にあり、平成29年度(2017)から令和4年度(2022)の間にA1は33~37人、A2は1~4人、B1は35~39人、B2は39~53人でそれぞれ推移しています。

【療育手帳所持者数の推移(障害程度別)】



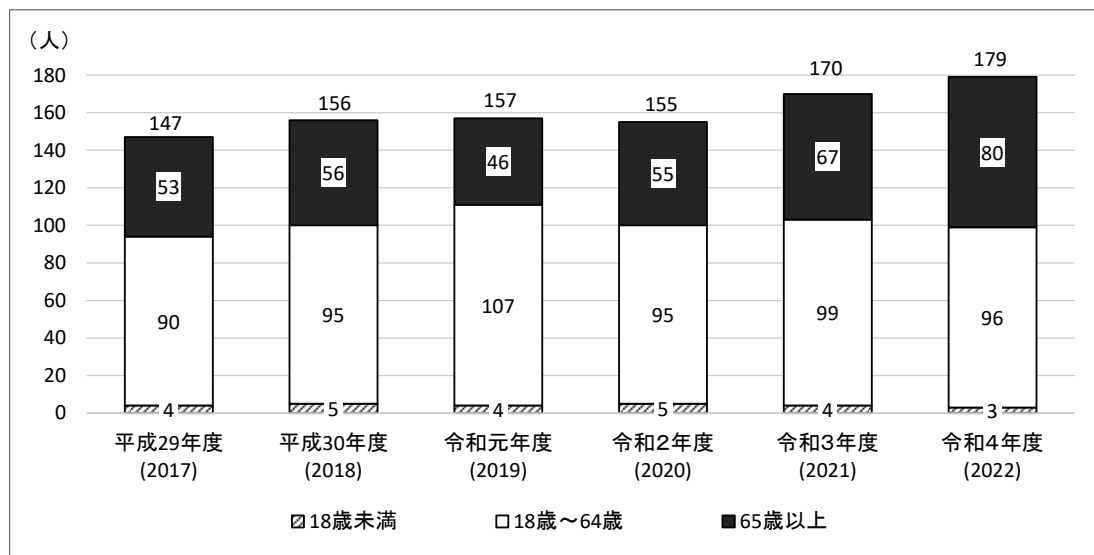
資料：「障害者統計」各年度末現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

① 年齢区別の推移

年齢区別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、全体的に増加傾向にあります。65歳以上の増加については、65歳以降に新規手帳取得する方が増えているのではなく、すでに手帳を取得されている方が段々高齢になってきているものと考えられます。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢区別）】

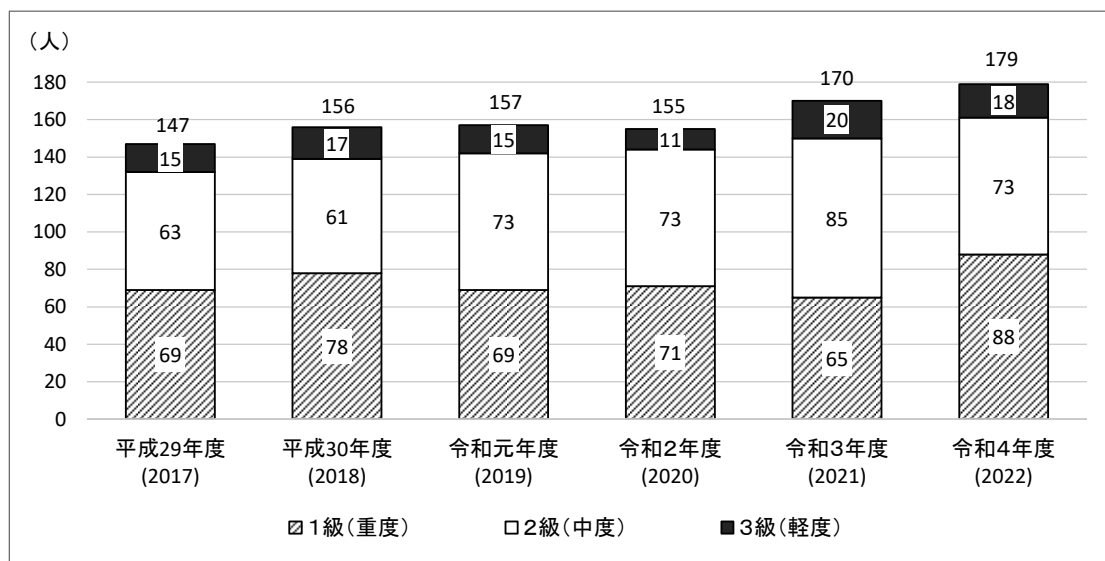


資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

② 等級別の推移

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、1級（重度）、2級（中度）ともに増加傾向で推移しています。背景にコロナ禍で深刻化した孤独・孤立の問題による精神的ストレスも一因にあると考えられます。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）】

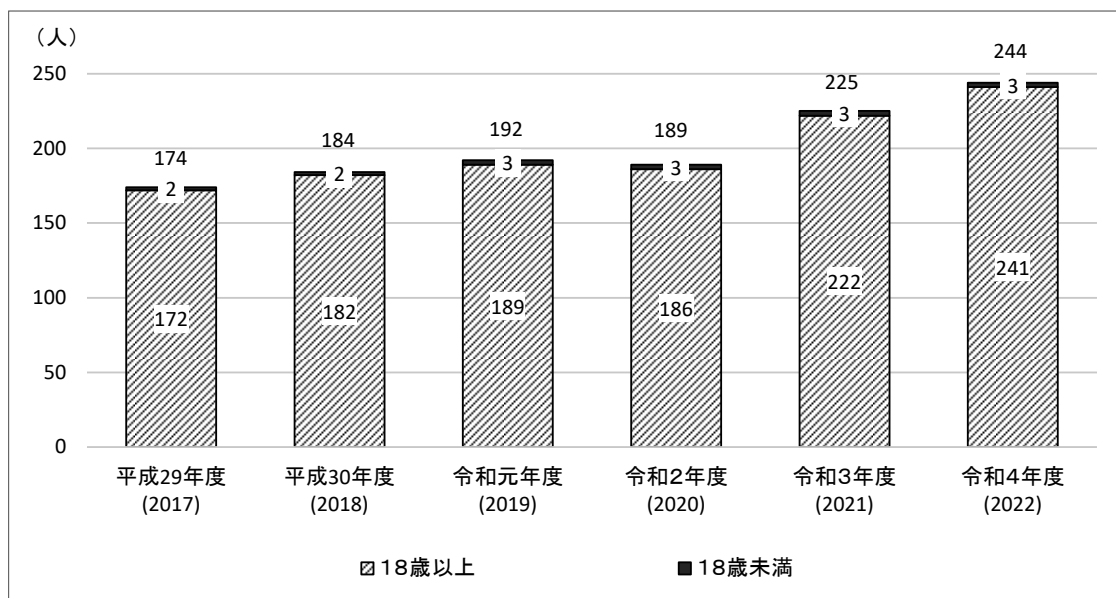


資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者

令和4年度（2022）の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は244人となっています。平成29年度（2017）から令和4年度（2022）の推移をみると、増加傾向で推移しています。増加の背景としては、精神障害者保健福祉手帳と同様にコロナ禍による精神的ストレスが一因にあると考えられます。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】



資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

単位：上段（人）

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
自立支援医療 (精神通院医療) 受給者	174	184	192	189	225	244
18歳未満	2	2	3	3	3	3
構成比	1.0%	1.0%	2.0%	2.0%	1.0%	1.0%
18歳以上	172	182	189	186	222	241
構成比	99.0%	99.0%	98.0%	98.0%	99.0%	99.0%

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

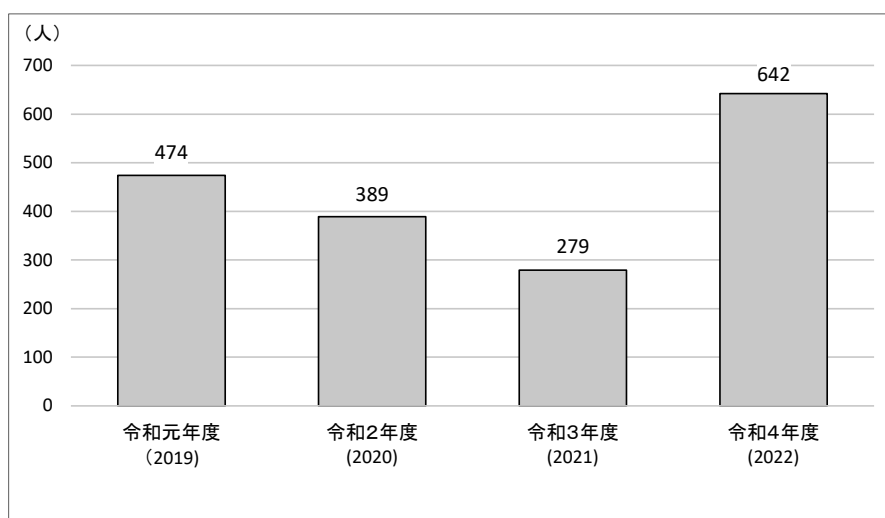
資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

(5) 精神保健相談 相談者数

富士見町では保健予防係保健師による精神保健相談を電話・来所・訪問等で対応しております。相談者数の推移をみると、令和元年度（2019）から令和3年度（2021）にかけて減少し、令和4年度（2022）には令和元年度の1.3倍以上を超える642件と増加に転じています。

背景にはコロナ禍により保健事業全体が事業縮小や外出控えによる相談来所者数等の減少等から、社会的なつながりが薄れ孤独・孤立感が強まり、感染症終息のめどが立たないことや経済的な不安感などの様々な精神的ストレスが、その後の相談者数の増加につながったと考えられます。

【精神保健相談 相談者数の推移】

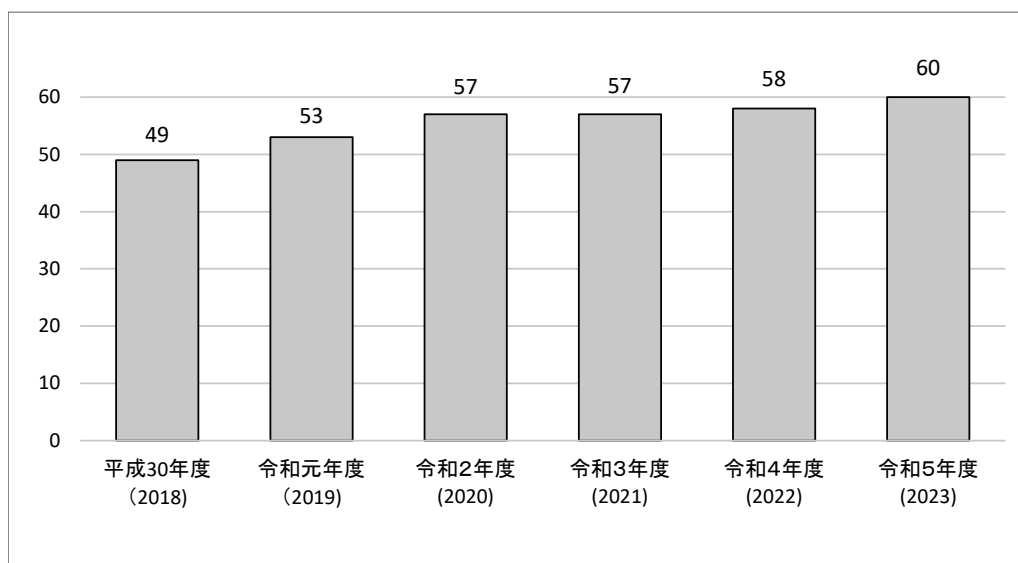


資料：地域保健・健康増進事業報告

(6) 特別児童扶養手当受給者数

特別児童扶養手当は精神や身体に障がいのある児童（20歳未満）を監護する父もしくは母に対して支給される手当です。受給者数の推移をみると、増加傾向で推移しています。

【特別児童扶養手当受給者数の推移】



資料：「富士見町 子ども課」各年度末現在
令和5年のみ12月時点

2. 障がい福祉サービス等の利用状況

(1) 相談支援サービス利用実績の推移

相談支援サービス利用実績は、サービス利用の基本となる計画相談支援が増加傾向で推移しており、令和4年度(2022)末時点で、計画相談支援の実利用人数は91人となっています。

■相談支援サービス利用実績の推移

単位：(人/月)

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
計画相談 支援	月平均人数	18	20	21	22	24
	実人数(人)	81	82	90	92	91
地域移行支援		0	0	1	0	0
地域定着支援		1	1	1	0	0

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

(2) 居住支援・施設系サービス利用実績の推移

居住支援・施設系サービス利用実績は、令和4年度(2022)末時点では、グループホームが9人、施設入所支援が19人となっています。

施設入所については、国・県ともに「入所等から地域生活への移行」を基本方針としており、入所施設の基盤整備を進める方向にありません。一方で、親亡き後の生活を心配する声も多く、国の基本方針である「地域生活の継続への支援」として、グループホームの利用は今後増加すると考えられます。

■居住系サービス利用実績の推移

単位：(人/月)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
自立生活援助	0	0	0	0	0
グループホーム	9	10	10	10	9
施設入所支援	17	17	19	20	19

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

(3) 訪問系サービス利用実績の推移

訪問系サービス利用実績は、平成30年度(2018)から令和2年度(2020)にかけて増加していますが、その後減少し、令和4年度(2022)末時点では、居宅介護が14人、行動援護が1人となっています。

■訪問系サービス利用実績の推移

単位：(人/月)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
居宅介護	15	17	19	18	14
重度訪問介護	0	0	0	0	0
同行援護	1	1	0	0	0
行動援護	0	0	2	1	1
重度包括	0	0	0	0	0

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

(4) 日中活動系サービス利用実績の推移

日中活動系サービス利用実績は、生活介護及び就労継続B型は増加傾向、その他は横ばいで推移しています。日中の活動や就労に対する支援が求められていると考えます。

■日中活動系サービス利用実績の推移

単位：(人/月)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
生活介護	31	39	37	41	38
機能訓練	0	0	0	0	0
生活訓練	3	2	4	3	1
就労移行支援	2	1	1	2	3
就労継続A型	16	13	14	16	17
就労継続B型	20	21	22	23	26
就労定着支援	0	0	0	0	1
療養介護	2	2	2	2	2
短期入所(福祉型)	3	2	5	3	5
短期入所(医療型)	0	2	1	0	0

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

全体的に、介護系のサービスよりも日中活動系のサービスが増えている背景に、前述の障害者手帳の取得状況から以下の3つが背景にあると考えます。

- ① 身体障害者手帳所持者は横ばいだが、その中で肢体不自由は減少傾向。(P.7)
- ② 療育手帳(知的障害)所持者が全体的に増加傾向。(P.8)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者が全体的に増加傾向。(P.9)

(5) 障がい児福祉サービス利用実績の推移

障がい児福祉サービス利用実績は、全体的にどのサービス支援も増加傾向にあり、サービス利用の基本となる障がい児相談支援が平成30年度(2018)の実利用人数25人と比較して、令和4年度(2022)の実利用人数は35人と1.4倍になっています。

放課後等デイサービスについては、令和4年(2022)9月に町内の事業所が廃止となったため、利用実績が減少しましたが、利用に対する需要はあり、継続的にサービス利用ができるよう相談支援しています。その後、また新規に別の事業所が開所となったこともあり、令和5年(2023)10月末時点では、一月あたり平均利用人数27人と増加に転じています。

■障がい児福祉サービス利用実績の推移

単位：(人/月)

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
児童発達支援		5	2	5	5	5
放課後等デイサービス		28	33	31	25	23
保育所等訪問支援		1	4	4	7	7
障がい児 相談支援	月平均人数	6	8	7	8	10
	実人数(人)	25	32	33	34	35
障がい児 入所支援	福祉型	0	0	1	1	1
	医療型	1	1	2	2	2

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

児童については、成長発達過程にあるという観点から、すぐに手帳の取得とならない場合が多い反面で、早期療育の必要性も重要視されていることから、障害者手帳を所持していなくても、専門の医療機関で診断を受けているなど、専門療育の必要性があればサービス利用ができます。

そのため、手帳所持者の数字のみでは判断できませんが、特別児童扶養手当の受給人数が増えている(P.11)ことから、療育支援の必要のある児童が増えていると考えます。

3. 障がい児を支える地域環境

富士見町では、町内全ての小学校中学校において、それぞれ特別支援学級を設置しており、障がい児一人ひとりに応じた教育を行っています。令和5年度（2023）には町内小学校にLD（学習障がい）等通級指導教室を、中学校にはサテライト教室が設置されました。今まで以上に個々に合わせた学びの場が提供できるようになりました。また、町内にある諏訪養護学校や下諏訪町の花田養護学校に通学している児童生徒もおり、学校関係者と連携を図りながら学校生活を支援しています。諏訪養護学校では令和2年度（2020）より町内の県立高校敷地内に高等部分室を設置し、卒業後に向けて個々に合わせた進路指導を行っています。

■特別支援学級の状況・推移

単位：学校数（校）/学級数（学級）/児童・生徒（人）

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小学校							
学級数	知的障がい	2	2	2	2	2	2
	自閉・情緒障がい	5	5	5	5	5	5
	通級指導	—	—	—	—	—	1
児童数	知的障がい	7	11	9	7	9	11
	自閉・情緒障がい	25	26	25	25	25	28
	通級指導	—	—	—	—	—	24
中学校							
学級数	知的障がい	1	1	1	1	1	1
	自閉・情緒障がい	3	3	3	3	3	2
	通級指導	—	—	—	—	—	1
生徒数	知的障がい	5	5	4	6	6	6
	自閉・情緒障がい	17	18	20	24	21	11
	通級指導	—	—	—	—	—	4

資料：「学校基本調査ほか」各年度5月1日現在

■特別支援学校の状況・推移

単位：人（ ）内は分室利用数

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
花田養護学校	小学部	1	2	2	1	2	1
	中学部	0	0	0	1	1	1
	高等部	0	0	0	0	0	0
	計	1	2	2	2	3	2
諏訪養護学校	小学部	4	4	3	3	3	3
	中学部	3	0	1	3	5	4
	高等部	5	8	6 (0)	4 (1)	2 (1)	6 (2)
	計	12	12	10	11	11	15

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末・令和5年度（2023）のみ5月1日時点

■放課後児童クラブでの障がい児の受入状況・推移

単位：児童数（人）

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障がい児の 受入数	小学校児童 クラブ	36	14	7	12	18	13
	諏訪養護学校 学童クラブ	4	2	2	2	2	2

資料：「子ども課・住民福祉課」各年度末・令和5年度（2023）のみ5月1日時点

■保育所における障がいのある児童の在籍状況と推移

単位：児童・保育士数（人）

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
在籍児童数	3歳未満	45	57	73	69	81	55
	3歳	95	96	78	85	74	100
	4歳以上	210	213	198	180	174	172
在籍障がい児数※		31	17	11	14	15	14
加配保育士		11	9	9	8.8	8.8	10.2

※在籍障がい児には、発達の経過を観察している児童を含みます。

資料：「子ども課」各年度末・令和5年度（2023）のみ5月1日時点

前述（P.14）の放課後等デイサービスは平成24年（2012）に法整備され、町内では平成29年（2017）9月に事業所が1カ所開設となりました。これにより、平成30年（2018）頃から児童クラブ等を利用されていた児童が放課後等デイサービスの利用へと移行した背景があります。現在は、一人ひとりの児童の発達特性や療育の必要性等を考慮し、どちらの利用が適切か、保護者・学校関係者含め相談対応しています。

保育所においては、低年齢かつ成長発達過程にあるという点、また保護者の障がいに対する受容の状況等から、すぐに福祉サービスの利用とはならず、保育所において発達の経過をみるケースが多い状況にありますが、在籍障がい児数に対する加配保育士の配置については年々配慮がされている状況です。

一方で、保育所等訪問支援の利用が増加傾向にあり（P.14）、学校や保育所に通いながら、保護者や加配保育士等の支援者が助言を受けられる環境も整備されてきています。

4. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行促進については、地域生活移行者の増加と施設入所者の削減を目標に掲げています。

地域生活移行者数については、令和元年度(2019)末時点の施設入所者数17人のうちの5.9%に当たる1人を地域生活移行者数の目標としていましたが、令和4年度(2022)時点の実績は0人で入所者が2人増えた状況です。

施設入所者数については、令和元年度(2019)末時点の施設入所者数17人のうちの5.9%に当たる1人を削減することを目標としていましたが、令和4年度(2022)時点では削減実績は0人となっています。

項目	令和5年度 目標	令和4年度 実績
年度末時点の施設入所者数	17人	19人
地域生活移行者数	1人	0人
令和元年度末時点の施設入所者数17人に対する割合	5.9%	0.0%
施設入所者の削減	1人	0人
令和元年度末時点の施設入所者数17人のうちの割合	5.9%	0.0%

■入所者の状況(令和5年10月時点)

年齢構成

項目	人数	割合	
65歳未満	7人	36.8%	
66~74歳	7人	36.8%	63.2%
75歳以上	5人	26.4%	

障害程度区分

項目	人数	割合
区分3	2人	10.5%
区分4	5人	26.4%
区分5	1人	5.2%
区分6	11人	57.9%

現在の入所者の状況を見ると、65歳以上が6割を超え、障害程度区分が最重度となる区分6の方が6割近い状況です。一方で、グループホームに入所していた方が高齢化に伴い新規入所となった背景をみると、現在の入所者に対し、地域移行を勧めるのは難しい状況があります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場については、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会において、諏訪6市町村で協議の場の設置について検討することを目標としており、令和4年度（2022）より設置しています。

町においては、精神保健相談を担う保健予防係の保健師が協議の場に参加することで、保健予防部局と福祉部局が連携してシステムの構築に取り組んでいます。

項目	令和5年度目標	実績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内において協議の場を設置	令和4年度より、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内において協議の場を設置。 (P. 3 参照) 【令和4年度協議内容】 ・ピアサポーター活動について ・地域移行、地域生活支援に向けたニーズ調査実施 開催回数：年5回 協議の場への参加者数：7 (各分野ごと 保健1、医療1、福祉2、介護1、当事者1、家族1) 評価の実施回数：1回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域生活支援拠点事業として、障がい者の生活を諏訪地域全体で支える「面的型」を平成30年度（2018）に整備しています。体験や緊急時の受入体制としての空床確保や、強度行動障がいワーキンググループを立ち上げるなど、専門性・支援の質の向上に取り組んでいます。

項目	令和5年度目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内において、地域の障がい福祉サービスの事業者等の関係機関が連携して支援する「面的型」を平成30年度に整備。 年1回以上運用状況の検証・検討	平成30年度より、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内において協議の場を設置。 (P. 3 参照) ・緊急時の受入体制として、現在、空床確保協力3事業所と連携し対応。 ・強度行動障がいWG立ち上げ 運用状況の検証及び検討の回数：4回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行については、圏域の障がい者就業・生活支援事業所、障がい当事者の方や、就労に関する機関と連携して、一般就労への移行を図っています。

国の基本指針では、平成28年(2016)以降一定割合で増やすことを基本としており、富士見町では令和5年度(2023)末までに令和元年度実績(1人)の1.27倍以上の3人(3倍)を目標としていました。一般就労への移行者数の目標値(3人)に対して、現在までに4人(毎年1~2人)の一般就労への移行ができています。また、就労移行・A型・B型それぞれから1人の一般就労移行者数を目標にしていましたが、各事業から1~2人の移行者数を達成しています。

就労定着支援は、令和元年度(2019)までは諏訪圏域に事業所がなく、令和2年(2020)5月に1カ所事業所が開設(岡谷市内)となった状況であるため、利用者数は少ない状況です。上記の一般就労移行者4人中2人がその後退職となり、再度、相談対応している現状を考慮すると、今後、就労定着支援等のサービスがさらに重要となると考えます。

目 標	目 標	令和元年度 実 績	令和2年度 実 績	令和3年度 実 績	令和4年度 実 績	
福祉施設から一般就労への移行者数 (令和元年度実績1人の1.27倍以上)	令和5年度末までに 3人 (3.0倍)	1人 (1.0倍) B型から	1人 (1.0倍) A型から	2人 (2.0倍) B型・ 就労移行から	1人 (1.0倍) A型から	令和2~ 4年度累計 4人 (4.0倍)
就労定着支援利用者数	2人	0人	0人	0人	1人	令和5年 10月時点 1人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては、諏訪地域において1カ所設置されているほか、令和4年度（2022）末までに児童発達支援を行う事業所が6カ所新規開所し、児童発達支援センターと併せ、計10事業所となりました。保育所等訪問支援については、児童発達支援センターのほか3事業所が行っています。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は2カ所あり、2カ所とも放課後等デイサービス事業も実施しています。

医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための協議の場については、平成30年度（2018）に諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内に医療的ケア部会を設置し、医療的ケア児も含めた障がい児支援体制の構築に関する検討を行っています。令和5年度（2023）からはコーディネーターも配置されました。

項目	令和5年度目標	実績
障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターの設置 保育所等訪問支援を利用できる体制づくり 	児童発達支援センター「この街きっず学園」設置。保育所等訪問支援も実施。 諏訪圏域での 児童発達支援事業所：10カ所 保育所等訪問支援事業所：4カ所
重症心身障がい児支援	<ul style="list-style-type: none"> 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 	信濃医療福祉センターにおける「もあ」のほか、町内では「児童のぞうさん」「放課後のぞうさん」など2事業所（P.39）が実施。
医療的ケア児支援	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置（平成30年度設置済） 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置 	平成30年度より、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内において協議の場を設置。（P.3参照） 医療的ケア児等支援のため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関で協議している。 令和5年度より、コーディネーターを配置。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、各市町村又は各圏域において、基本指針に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援体制を確保するとしています。

本計画の上位計画である富士見町地域福祉計画においても、基本目標3-2「相談支援・ケアマネジメントの充実」を掲げ、包括的で切れ目のない支援体制の構築・強化として重層的支援体制を視野に取り組んできました。

知的障がい・精神障がいの手帳所持者の増加や精神保健相談件数の増加等もみられる中、孤独孤立対策も含め、今後さらなる充実が求められると考えます。

項目	令和5年度目標	実績
相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保	諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスを諏訪圏域の基幹相談支援センターとして設置、取組については、基幹相談支援センターに委託して実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスに委託実施。 ・ 子ども課・教育委員会・保健予防係等、庁内連携による相談支援の実施。
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3～5年度に重層的支援体制の移行準備事業の実施（令和6年度から本格実施）
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内における人材育成委員会で実施。 (P. 3 参照) <ul style="list-style-type: none"> ・ 諏訪圏域の相談支援体制の協議 ・ 新任職員研修会 ・ 主任相談支援専門員のあり方検討委員会開催回数：年4回
	地域の相談支援事業者の人材育成支援	
	地域の相談機関との連携強化の取組実施	地域ケア会議等への参加（毎月） 子ども支援会議等への参加（年2回）

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質の向上のための体制として、自立支援協議会での専門部会に積極的に参加・協議しているほか、県主催の研修や各種支援機関主催の研修等にも積極的に参加しています。また、請求の過誤や審査結果・県の指導監査結果について事業所や関係自治体等と共有を行い、事業所の適正運営を支援していきます。

項目	令和5年度目標	実績
サービスの質の向上を図るための体制構築	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会を活用して構築	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内における各専門部会で協議。(P.3参照) <ul style="list-style-type: none"> ・全体会 ・運営委員会 ・行政連絡会 ・地域生活支援拠点事業推進会議 ・人材育成委員会 ・権利擁護委員会 ・療育支援部会 ・医療的ケア部会 ・地域生活支援部会 ・就労支援部会 ・相談支援部会 ・精神障がい者の暮らしを考える部会
県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数	1人	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修会(県・自立支援協)への参加 ・権利擁護・虐待防止研修等への参加 ・相談支援専門員研修への参加 ・県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地診断への協力
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の事業所や関係自治体等との共有	1回	請求審査システムの利用(諏訪圏域6市町村共通)と請求審査事務に係る研修参加と情報共有

第3章 成果目標及び活動指標と取組

1. 成果目標と取組

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和8年度（2026）末における地域生活に移行する者の目標値として、令和4年度（2022）末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを目指しておりますが、富士見町の現在の入所者の実情（P.17）を考慮すると6%以上は難しい状況にあります。主に若年層や希望のある方に対し、地域移行に向けて、支援者と連携してサービス調整に取り組み、令和8年度（2026）の目標値は1名（5.3%）とします。

削減者数について、国の基本指針では令和4年度（2022）末時点の施設入所者数から5%以上削減するとしています。富士見町の入所者は65歳以上が6割を超え、80歳以上の方が4人いる状況から削減数は2人（10.5%）と見込みます。

■目標値等

項目	目標等	取組（国の基本指針等）
地域生活移行者数	1人	(国)令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 (町)令和4年度末時点の入所者数：19人
	5.3%	
削減者数	2人	令和4年度末時点の福祉施設入所者の5%以上削減することを基本とする。 ※地域移行のほか、死亡・入院・他施設への入所も含む
	10.5%	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進することにより、精神障がい者の精神病床からの退院の促進を図ることとしています。

富士見町では長期に入院している精神障がいの方から地域移行への希望があった際には医療機関等と連携し、地域移行・地域定着支援・自立生活援助等のサービス支援が適切に受けられるよう相談支援関係者と連携して取り組みます。今後、孤独・孤立対策を踏まえた精神保健相談や居場所の充実等、さらなる充実が求められると考えます。

■ 目標値

項目	目標等	取組（国の基本指針等）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	5回	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内において協議の場を設置。（P.3参照） 開催回数：年5回 協議の場への参加者数：7 （各分野ごと 保健1、医療1、福祉2、介護1、当事者1、家族1） 評価の実施回数：1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）利用者数	3人	現在利用している3人の方が継続的に地域で生活できるよう支援します。

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入・対応体制の確保、障がい者の重度化を見据えた専門性の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備することを基本としています。

諏訪圏域では、地域生活支援拠点事業として障がい者の生活を諏訪地域全体で支える「面的型」を平成30年度(2018)に整備しています。

障がいのある方の高齢化などを考慮すると、今後さらに「親亡き後」の生活支援が求められると考えます。

■目標値

項目	目標等	取組(国の基本指針等)
地域生活支援拠点等の確保 設置箇所数	1カ所 (平成30年度整備済)	(国) ・各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保
機能の充実に向けた検証・検討の実施回数	4回	・年1回以上運用状況を検証、検討 ・強度行動障がい有する者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備 (町) 平成30年度より、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内において協議の場を設置。(P.3参照) 開催回数：年3～4回 協議内容 ・緊急時の受入・対応の機能強化 ・施設や親元からの地域生活支援(GH等の体験等) ・強度行動障がいWGの推進(専門人材の養成) 運用状況の検証及び検討の回数：4回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設から一般就労に移行する人を、一定割合で増やすことを数値目標としており、福祉施設の利用者のうち、一般就労に移行する人について、令和3年度(2021)の移行実績の1.28倍以上を目標値とすることが示されています。特に就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型については、1.29倍以上、就労継続支援B型については、1.28倍以上とすることを基本としています。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援の利用者について、令和3年度(2021)の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

富士見町では、福祉施設からの一般就労移行者数を3人(令和3年度実績の1.5倍)、就労移行・A型・B型それぞれから1~2人の一般就労移行者数を目標とします。就労定着支援については、一般就労後のフォローとして重要になるため、一般就労利用目標の3人が併せて利用できるよう3人を目標値とします。

■目標値

項目	目標等	取組(国の基本指針等)
令和8年度の一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	<u>令和8年度末までに</u> 令和3年度実績(2人)の1.28倍以上
就労移行支援からの移行者数	2人 (2倍)	令和3年度実績(1人)の1.31倍以上
就労継続支援A型からの移行者数	1人	令和3年度実績(0人)の1.29倍以上
就労継続支援B型からの移行者数	2人 (2倍)	令和3年度実績(1人)の1.28倍以上
令和8年度の就労定着支援利用者数	3人	令和3年度実績(0人)の1.41倍以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターの連携強化と地域の支援体制の構築と重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実を基本としています。

諏訪圏域では「この街きっず学園」が児童発達支援センターに当たりますが、今後さらに児童発達支援センターによる保育所等訪問支援等を活用し、地域の保育所等の支援者に専門的支援や助言を行えるよう、子ども課・教育委員会との連携強化を図ります。

また、障害児入所施設からの移行調整の取組の推進と医療的ケア児に対する支援体制の充実として、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進めます。令和8年度（2026）までに医療分野・福祉分野から1名ずつ（計2名）の配置を目指し、医療と福祉の連携した支援体制を整備します。

■目標値

項目	目標等	取組（施設整備等）
児童発達支援センター	(設置・配置済)	児童発達支援センター：「この街きっず学園」設置。 児童発達支援事業所：10カ所（諏訪圏域）
保育所等訪問支援		保育所等訪問支援事業所：4カ所（諏訪圏域） ※町内での事業所開設等に対する協力支援
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所		信濃医療福祉センターにおける「もあ」 町内：「児童のぞうさん」「放課後のぞうさん」(P.39)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所		※町内での事業所開設等に対する協力支援
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場		諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内に協議の場を設置。医療的ケア児等支援のため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関で協議。(P.3参照)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		令和5年度より、コーディネーターを配置。 ※令和8年度に向けて2名（福祉・医療分野）配置を目指す

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、「地域共生社会」の実現に向けた取組を基本とし、地域における相談支援体制の充実強化として基幹相談支援センターの設置及び機能の充実・強化が必要とされています。また、令和2年(2020)の社会福祉法改正により創設された「重層的支援体制整備事業」の活用も含めて検討し、体制整備を進めることとされています。

富士見町では、令和3年度(2021)から5年度(2023)における3年間を移行準備期間とし、令和6年度(2024)より「重層的支援体制整備事業」を本格実施していきます。

基幹相談支援センターの機能強化を含め、子どもや高齢者等の相談事業に地域づくり(居場所)に係る事業等を加え、一体的かつ重層的に整備します。相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止め、多機関協働による参加支援・アウトリーチ支援につなげていきます。

■目標値

項目	目標等	取組等
相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保	諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスを諏訪圏域の基幹相談支援センターとして設置、取組については、基幹相談支援センターに委託して実施。	【重層的支援体制事業の実施】 ・ 諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスに委託実施 ・ 令和6年4月より設置されることも家庭センター、保健センター等との庁内連携のほか、富士見町社協・富士見町地域包括支援センター等との多機関連携による相談支援の実施
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の充実	・ 権利擁護、虐待防止、再犯防止等の複雑化、複合化した課題について、警察や保護司、民生児童委員と連携した相談、見守り体制の整備
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内における人材育成委員会で実施。 (P.3参照) 委員会開催回数：年4回
	地域の相談支援事業者の人材育成支援	協議内容 ・ 諏訪圏域の相談支援体制の協議 ・ 令和6年度施行の改正障害者総合支援法、報酬改定を踏まえた体制づくり・人材育成
	地域の相談機関との連携強化の取組実施	地域ケア会議等への参加(毎月) 子ども支援会議への参加(年2回)

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、障がい福祉サービス等の質の向上のための体制を構築していくため、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果、指導監査結果について事業所や関係自治体等と共有を行うことを基本としています。

従来の取組に加え、令和6年度（2024）の報酬改定等に留意し、適正な給付管理と事業所運営への助言が行えるよう職員体制を整えます。

■目標値

項目	目標等	取組
サービスの質の向上を図るための体制構築	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会を活用して構築	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会内における各専門部会で協議。（P.3参照） <ul style="list-style-type: none"> ・全体会 ・運営委員会 ・行政連絡会 ・地域生活支援拠点事業推進会議 ・人材育成委員会 ・権利擁護委員会 ・療育支援部会 ・医療的ケア部会 ・地域生活支援部会 ・就労支援部会 ・相談支援部会 ・精神障がい者の暮らしを考える部会
県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数	各種研修へ1人	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修会（県・自立支援協）への参加 ・権利擁護、虐待防止、再犯防止等に関する研修への参加 ・相談支援専門員研修への参加 ・県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地診断への協力
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の事業所や関係自治体等との共有	研修参加 情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・請求審査システムの利用（諏訪圏域6市町村共通） ・令和6年度報酬改定に係る研修参加と情報共有

2. 活動指標（サービス利用見込み）と取組

（1）活動指標（サービス利用見込み）

① 相談支援サービス

※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	24人	28人	30人	32人
地域移行支援	利用者数	0人	1人	1人	1人
うち精神障がい者の利用	利用者数	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	利用者数	0人	1人	1人	1人
うち精神障がい者の利用	利用者数	0人	0人	0人	0人

② 居住支援・施設系サービス

※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	0人	0人	0人	0人
うち精神障がい者の利用	利用者数	0人	—	—	—
共同生活援助	利用者数	9人	10人	10人	10人
うち日中サービス支援型共同生活援助	利用者数	0人	0人	0人	0人
うち精神障がい者の利用	利用者数	3人	3人	3人	3人
うち重度障がい者の利用	利用者数	0人	0人	0人	0人
施設入所支援	利用者数	19人	18人	18人	17人

③ 訪問系サービス

※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間	135時間	133時間	132時間	131時間
	利用者数	14人	14人	13人	13人
重度訪問介護	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人
同行援護	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人
行動援護	利用時間	1時間	5時間	5時間	5時間
	利用者数	1人	2人	2人	2人
重度障害者等包括支援	利用時間数	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人
訪問系サービス合計	利用時間	136時間	138時間	137時間	136時間
	利用者数	15人	16人	15人	15人

④ 日中活動系サービス

※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数	640人日分	697人日分	728人日分	760人日分
	利用者数	29人	32人	33人	35人
うち重度障がい者の利用	利用者数	5人	5人	5人	5人

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	0人日分	21人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	1人	0人	0人
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	21人日分	20人日分	20人日分	20人日分
	利用者数	1人	1人	1人	1人
うち精神障がい者の利用	利用者数	0人	0人	0人	0人
就労選択支援	利用者数	—	—	0人	0人
就労移行支援	利用日数	41人日分	80人日分	80人日分	80人日分
	利用者数	3人	4人	4人	4人
就労継続支援 (A型)	利用日数	298人日分	294人日分	292人日分	290人日分
	利用者数	17人	18人	18人	18人
就労継続支援 (B型)	利用日数	431人日分	525人日分	580人日分	641人日分
	利用者数	26人	30人	32人	34人
就労定着支援	利用者数	1人	1人	1人	1人
療養介護	利用者数	2人	2人	2人	2人
短期入所(福祉型)	利用日数	23人日分	25人日分	27人日分	28人日分
	利用者数	5人	6人	7人	8人
うち重度障がい者の利用	利用者数	5人	6人	7人	8人
短期入所(医療型)	利用日数	0人日分	1人日分	1人日分	1人日分
	利用者数	0人	1人	1人	1人
うち重度障がい者の利用	利用者数	0人	0人	0人	0人

⑤ 障がい児支援

※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数	36人日分	50人日分	60人日分	70人日分
	利用児童数	5人	7人	8人	9人
放課後等デイサービス	利用日数	176人日分	246人日分	264人日分	282人日分
	利用児童数	23人	27人	29人	31人
保育所等訪問支援	利用日数	7人日分	9人日分	11人日分	13人日分
	利用児童数	7人	9人	11人	13人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	利用児童数	0人	0人	0人	0人
福祉型障害児入所施設	利用児童数	1人	1人	1人	1人
医療型障害児入所施設	利用児童数	2人	2人	2人	2人
障害児相談支援	利用児童数	10人	13人	15人	17人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	0人	1人	1人	2人

(2) 見込み量確保に向けての考え方と取組

- ・全体的に訪問介護系のサービスよりも日中活動系のサービスの増加を見込んでいます。
- ・就労系のサービス利用が増えると思われるほか、高齢化を背景に、それまで就労系サービスを利用していただいていた方が、働くことが厳しくなってきたときに生活介護のサービス利用へと移ることが想定されます。そのため、生活介護の利用が増えるを見込んでいます。65歳を迎えると、介護保険によるデイサービスが利用可能となるため、介護保険事業所での利用も検討していきます。
- ・生活介護事業所は町内ではしらかば園とぞうさんが重度障がい者も含めた支援を行っているほか、富士見町社会福祉協議会の介護保険事業所でも基準該当事業所として町の指定を受け、障がい者の利用ができる体制となっています。
- ・生活介護サービスは比較的、高齢・重度の方の利用が多いため、若いときからの相談支援の継続によりその方に合った適切なサービス支援ができるよう計画支援していきます。
- ・就労系サービスについては、一般就労へのステップアップを視野に能力・適性等の就労アセスメントを含め、利用状況のモニタリングを行いその方に合った働き方を支援していきます。一般就労ができた際にも、就労が継続できるよう、就労定着支援や相談支援の継続を推進します。
- ・令和7年度（2025）より創設される就労選択支援サービスについても、事業所の開設状況をみながら、利用支援していきます。
- ・障がい児支援については、全体的に増加傾向ではありますが、早期療育の重要性や成長発達過程にあるという観点から、障害者手帳を所持する前からの利用が見込まれます。障がい福祉サービスのみでなく、児童の発達支援に係る事業等も含め、適切な支援が提供できるよう支援していきます。そのため、健診等の母子保健事業や保育園、学校等との連携を密にしながら、相談対応からサービス利用、その後の利用継続支援まで含めて切れ目のない支援をしていきます。

- ・障がい福祉サービスについては、障害者総合支援法に基づき長野県の指定を受けた事業所（相談支援については町指定）がサービス提供を行っています。町内で運営している事業所はP.38,39のとおりです。
- ・各種サービスの全ての事業所が町内にあるわけではなく、山梨や諏訪圏域の事業所等を含めて利用している人が多い現状です。そのため、施設整備や提供体制の確保については、長野県で策定される障害者計画（「長野県障がい者プラン」）等と併せて検討することが必要です。上記の活動指標（サービス見込み量）については長野県に報告し、広域的な基盤整備やサービスの確保を図ります。
- ・広域的なサービス利用があるため、諏訪圏域の事業所や当事者団体、行政で構成される諏訪地域障がい福祉自立支援協議会（P.3）での協議を活用し、福祉・医療・学校等の関係機関との連携を強化します。また、利用者のニーズに応じた適切なサービス利用ができるよう、提供体制の確保や情報提供に努めるとともに、サービスの質の維持、向上に努めます。

3. 地域生活支援事業等の実施について

地域生活支援事業は、国の基準に基づき提供する障がい福祉サービスに加え、地域の生活実態に合わせて、福祉サービスに補完する形できめ細かな生活支援を行う事業です。

富士見町では主に以下の事業を実施しており、障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援します。

<地域生活支援事業>

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

令和4年度(2022)実績では9人の聴覚障がいの方が主に利用されています。派遣内容については、通院等の医療受診や福祉サービス等のサービス調整会議のときなどに利用しています。今後も引き続き利用ができるよう支援していきます。

(2) 手話奉仕員養成事業

手話通訳者については、令和5年(2023)現在11人の方の登録がありますが、富士見町のみでなく諏訪圏域含め広域的に派遣対応している方がほとんどです。そのため、手話奉仕員養成事業は諏訪6市町村の委託により岡谷市社会福祉協議会で広域的に募集・開催し、支援者の確保に努めます。

(3) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出をする際に、ヘルパーによる移動の介助や見守り等の支援を行います。

令和4年度(2022)実績では5人の障がいの方が主に余暇支援等に利用されています。障がい福祉サービスの支援計画と併せ、今後も引き続き利用ができるよう支援していきます。

(4) 日中一時支援事業

家庭において一時的に介護できないときに、登録介護者が時間単位で介護や創作的活動などの機会を提供します。

令和4年度(2022)実績では20人の障がいの方が利用されています。主に障がい福祉サービスの時間外利用(延長)や休日の余暇支援、学校の長期休暇中の預かり等に利用されています。障がい福祉サービスの支援計画と併せ、今後も引き続き利用ができるよう支援していきます。

(5) 地域活動支援センター事業 「赤とんぼ」

日中活動の場として、障がいの状況に応じた、通所による創作活動又は生産活動の機会を提供します。

富士見町では富士見町社会福祉協議会に運営委託し、実施しています。利用定員は14名ですが、1日平均利用人数は9～10人で経過しています。運営協議会・入退所検討委員会等を行いながら、適切な事業運営のもと、生活支援に努めます。

(6) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に、必要に応じて成年後見の申し立てに要する経費等の助成を行うことにより制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護に努めます。

また、富士見町では令和3年(2021)4月より富士見町社会福祉協議会に運営委託し成年後見支援センターを設置し、令和4年度(2022)より法人後見の受任体制も整備しました。引き続き、適正な業務を行えるよう組織体制や専門職による支援体制の構築などを支援します。

<その他 町単独事業>

(1) 障害者支援施設通所交通費補助・心身障害児通園等交通費補助

障害者支援施設に通所する障がいのある方に対し、交通費を補助します。

富士見町は、町内の事業所のみではなく山梨や諏訪圏域の事業所に通所している方が多く、現在、主に利用されている方は27人で年々増加傾向にあります。障がい福祉サービスの支援計画と併せ、通所サービスが継続的に利用できるよう支援します。

(2) 災害時避難行動要支援者個別避難計画の作成

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、令和7年度(2025)までに個別避難計画を作成します。災害時はもとより日頃の支え合い・見守りを視野に入れた地域安心ネットワーク体制づくり事業への登録同意と併せて、同意が得られた方から作成します。

作成に当たっては相談支援専門員やケアマネージャー等の福祉専門職と連携しながら、平時のサービス利用計画と併せて検討し、災害時の避難支援に備えます。

【避難行動要支援者とは】

- 要介護3以上の方
- 身体障害者手帳1・2級の方（じん臓・心臓のみの方は除く）
- 療育手帳A1・A2の方
- 精神保健福祉手帳1・2級のうち単身世帯の方
- 難病患者

4. 子ども子育て支援等の地域資源について

障がい児の支援については、その気づきの段階から保護者・保育園・学校関係者との連携を密にしながら、支援することが求められます。一人ひとりに合った適切な支援が選択できるよう、障がい福祉サービスのみでなく、地域全体で切れ目のない支援体制を整えていきます。

※以下の事業は障がいのあるなしにかかわらず子どもの発達支援に関する事業です。

(1) のびのび広場

1～3歳のお子様を対象に遊びを通じて言葉や体の使い方などの発達を専門スタッフが保護者と一緒に支援する遊びのひろばです。乳幼児健診等で保健師が相談しながらご案内しています。

(2) 母子通園施設 「親子すくすく広場」

成長の中で気になることや心配のあるお子様とその家族に、遊びながら必要な支援（訓練）を行います。乳幼児健診や保育園生活の中で、保健師や保育士が相談しながらご案内しています。

(3) ファミリー・サポートセンター事業

仕事や家庭の都合で子どもを預かってほしい方と子育てを支援したい方がともに会員となり、依頼があったときに有料でサポートする事業です。

(4) 地域子育て支援事業 子育てひろば「A i A i」

子育て中の親子が身近な場所で気軽に集まり、親子どうしの交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施する事業です。

(5) ペアレント・トレーニング

子どもの行動の特徴を理解し、効果的で具体的な対応方法を学び、練習する講座です。より良い親子関係を目指します。

1. 障がい者（児）を対象としたサービスの内容

対象：障がい者（児）

分類	種類	サービス項目	サービス内容	児も対象
介護給付	訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが自宅で入浴や排泄、着替え、食事などの介護や清掃などを行います。通院の付き添いなどもあります。	児
		重度訪問介護 【区分4以上】	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に対して、ヘルパーが自宅で入浴や排泄、食事などの介護や外出時における移動中の介護などを総合的に行います。	
		同行援護 【視覚障害者】	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や移動の手伝いなどの外出支援を行います。	
		行動援護 【区分3以上】	常時介護を必要とする行動上著しい困難がある方に対して、危険を避けるために必要な支援や外出支援を行います。	児
		重度障害者等 包括支援 【区分6】	介護の必要性がとて高い方に対して、複数のサービスを組み合わせて使うことができます。 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、共同生活介護・・・など。	児
	日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	自宅での介護が困難な場合などに、短期間、施設などに入所して、入浴や排泄、食事など介護を行います。	児
		療養介護 【区分5以上】	医療と常時介護を必要とする方に対して、病院で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	児
		生活介護 【区分3以上】	常に介護を必要とする方に対して、昼間に入浴や排泄、食事などの介護を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。	
	施設系	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間や休日に入浴や排泄、食事などの介護を行います。	
	訓練等給付	居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し(改善点を見つけ)、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)			夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。※平成26年4月1日から共同生活介護(ケアホーム)は、グループホームに一元化されました。	
訓練系		自立訓練	自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、一定期間で身体機能向上のために必要な訓練を行います。	
		自立訓練 (機能訓練)	体に障がいのある方が体をうまく動かすことができるように、訓練を受けることができます。(1年6か月間)	
		自立訓練 (生活訓練)	知的・精神に障がいのある方が、施設や病院を退所・退院した際に地域での生活で困らないように、必要な訓練や生活に関する相談を受けることができます。(2年間)	
就労系		就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に対して、一定期間で就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(2年間)	
		就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に対して、働く場を提供するとともに知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	
		就労継続支援 (A型)	雇用契約を結んで就労の機会を提供し、必要な訓練を行います。週20時間以上の勤務時間となり、雇用保険があります。	
		就労継続支援 (B型)	生産活動その他の活動の機会を提供し、必要な訓練をします。	
		就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労にともなう生活面の課題(困難さ)に対応するための支援を行います。	

種類	サービス項目	サービス内容	児も対象
相談支援	計画相談支援 障害児相談支援	障がい福祉サービスを利用するための計画づくりや、サービス利用状況の検証(モニタリング)を行い、計画の見直し等を行います。	児
	地域移行支援	長期の入院や長期間の施設入所及び、救護施設、刑事施設、少年院、更生保護施設などに入所している障がい者が退院又は退所し、地域生活へ移行するために、地域生活の準備のための外出の同行や入居の支援、そのための相談や直接の支援を行います。(6か月以内)	
	地域定着支援	居宅において単身で生活したり、家族などが障がい疾病などのため緊急時の支援が見込まれない障がいのある方に対して、常時の連絡体制を確保し緊急事態の相談に応じます。(1年以内)	
障害児入所支援	福祉型 障害児 入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。児童相談所や医師などにより、療育の必要性が認められた場合、あるいは保護者が養育困難となった場合、自立のための支援を行います。	児
	医療型 障害児 入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。入所支援に加え、医療を併せて提供します。	児
	児童発達 支援	福祉型児童発達支援センターと児童発達支援事業所があります。心身の発達に心配のあるお子さん(児童)やその家族に対する支援を行う身近な療育の場です。生活習慣の向上や集団適応への支援を行います。センターでは通所支援のほか、地域支援も行います。	児
障害児通所支援	医療型児童 発達支援	医療型児童発達支援センターでは、通所支援と医療の提供を行います。また、身近な地域の障がい児支援の拠点として地域支援を行います。	児
	放課後等 デイサービス	学校通学中 18 歳までの障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、障がい児の自立を支援します。また、放課後等の居場所づくりを促します。	児
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。	児
	保育所等 訪問支援	保育園(所)を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、療育の専門家などが保育所などを訪問して集団生活への適応のための支援を行います。	児

<その他医療サービス>

■訪問看護

訪問看護とは訪問看護ステーションから看護師等が生活の場へ訪問し、病気や障がいを持った人が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護ケアを提供し、自立への援助を促し、療養生活を支援するサービスです。ご利用を希望する際には、かかりつけ医が交付した「訪問看護指示書」が必要となります。(訪問看護ステーションによって提供できるサービスが異なります。)

2. サービス別町内事業所一覧

●計画相談支援・障害児相談支援 ●地域移行支援 ●地域定着支援

事業所名	住所	電話	FAX
しらかば園	〒399-0214 富士見町落合 9507-1	62-7088	62-7062
富士見町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	〒399-0211 富士見町富士見 8988-1	78-8987	62-6772
赤とんぼ相談支援事業所	〒399-0214 富士見町落合 11030-1	61-2310	75-2304
相談のポケット	〒399-0214 富士見町落合 11030-1	080-9698-5792	—

●居宅介護 ●重度訪問介護

事業所名	住所	電話	FAX
富士見町社会福祉協議会 清泉荘訪問介護事業所	〒399-0101 富士見町境 7276	61-8211	61-8212
富士見町社会福祉協議会 指定ふれあい訪問介護事業所	〒399-0211 富士見町富士見 8988-1	61-1013	62-6772

●同行援護

事業所名	住所	電話	FAX
富士見町社会福祉協議会 清泉荘訪問介護事業所	〒399-0101 富士見町境 7276	61-8211	61-8212
富士見町社会福祉協議会 指定ふれあい訪問介護事業所	〒399-0211 富士見町富士見 8988-1	61-1013	62-6772

●短期入所（ショートステイ）

事業所名	住所	電話	FAX
しらかば園	〒399-0214 富士見町落合 9507-1	62-7088	62-7062
富士見町社会福祉協議会 一本松の家	〒399-0212 富士見町立沢 815-65	78-6001	62-3766

●生活介護

事業所名	住所	電話	FAX
しらかば園	〒399-0214 富士見町落合 9507-1	62-7088	62-7062
富士見町社会福祉協議会 清泉荘通所介護事業所	〒399-0101 富士見町境 7276	61-8210	61-8212
富士見町社会福祉協議会 ふれあい通所介護事業所	〒399-0211 富士見町富士見 8988-1	62-6762	62-6772
介護のぞうさん	〒399-0214 富士見町落合 11072-4	78-8866	78-8866

●施設入所支援

事業所名	住所	電話	FAX
しらかば園	〒399-0214 富士見町落合 9507-1	62-7088	62-7062

●共同生活援助（グループホーム）

事業所名	住所	電話	FAX
富士見町グループホーム	〒399-0214 富士見町落合 9984-687	62-8620	62-8620
障がい者グループホーム ゆとり桜ヶ丘	〒399-0214 富士見町落合 10399-21	78-3203	050-6877-5289

●自立訓練（生活訓練）

事業所名	住所	電話	FAX
アートカレッジ ちゃお	〒399-0101 富士見町境 7120-2 5号・6号	75-2505	75-2505

●就労継続支援（A型）

事業所名	住所	電話	FAX
働くぞうさん富士見	〒399-0211 富士見町富士見字長尾根 1438-1	78-3263	78-3263
就労継続支援A型事業所 「Jumpin'」	〒399-0214 富士見町落合 9467-3	78-8823	78-8824

●就労継続支援（B型）

事業所名	住所	電話	FAX
ぴっぴ	〒399-0101 富士見町境 7230-1	65-3022	65-3022
もくもく	〒399-0101 富士見町境 7120-2 9号・10号	64-2933	64-2933

●児童発達支援

事業所名	住所	電話	FAX
児童のぞうさん	〒399-0211 富士見町富士見字長尾根 1438-1 2階	78-3264	78-3275

●放課後等デイサービス

事業所名	住所	電話	FAX
放課後のぞうさん	〒399-0211 富士見町富士見字長尾根 1438-1 2階	78-3264	78-3275
放課後等デイサービス ポパイ	〒399-0214 富士見町落合 11063-8	78-3793	78-3793

●訪問看護

事業所名	住所	電話	FAX
訪問介護ステーションふじみ	〒399-0214 富士見町落合 11106-1	62-8003	62-8005

●日中一時支援（タイムケア）

事業所名	住所	電話	FAX
しらかば園	〒399-0214 富士見町落合 9507-1	62-7088	62-7062
アートカレッジ ちゃお	〒399-0101 富士見町境 7120-2 5号・6号	75-2845	75-2845
介護のぞうさん	〒399-0211 富士見町富士見字長尾根 1438-1 2階	78-3264	78-3275

●地域活動支援センター

事業所名	住所	電話	FAX
富士見町地域活動支援センター 赤とんぼ	〒399-0214 富士見町落合 11030-1	61-2310	75-2304

●母子通園

事業所名	住所	電話	FAX
すくすく広場（落合保育園）	〒399-0214 富士見町落合 6203	62-2602	62-2602

●その他

事業所名	住所	電話	FAX
富士見町成年後見支援センター	〒399-0211 富士見町富士見 4654-1 富士見町地域共生センターふらっと 1階	78-8986	78-8923

3. 法令・制度改正の動向

年度等	内 容
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（平成28年(2016)4月1日施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ○ 合理的配慮の提供
成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成28年(2016)5月13日施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度利用促進委員会の設置
発達障害者支援法の改正（平成28年(2016)8月1日施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害者支援地域協議会の設置 ○ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法の改正（平成28年（2016）6月3日公布 平成30年(2018)4月1日施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス） ○ 就労定着支援の創設（就業にともなう生活課題に対応できるように、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス） ○ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定） ○ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（平成28年(2016)6月3日公布日施行）
再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年（2016）12月14日公布・施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援する ○ 犯罪をした者等が、その特性に応じ、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和2年(2020)4月1日施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の雇用状況についての的確な把握のため、報告徴収の規定を新設 ○ 障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類保存の義務化 ○ 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化 ○ 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする適正実施勧告の規定を新設 ○ 国等が率先して障害者を雇用する責務の明確化 ○ 「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化 ○ 障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化 ○ 週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設 ○ 中小事業主（300人以下）の認定制度の新設
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正（令和3年(2021)4月1日施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○ 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 ○ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ○ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○ 社会福祉連携推進法人制度の創設
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正（令和3年（2021）6月4日公布 令和6年(2024)4月1日施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化（改正前は努力義務、過重な負担がない範囲で行う）
医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）（令和3年（2021）9月18日施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「医療的ケア」の定義を、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為とした ○ 医療的ケア児支援施策を実施する地方公共団体の責務を明記

年度等	内 容
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	○ 障害者による情報の取得利用等に係る施策の推進
児童福祉法の改正 (令和4年(2022)6月15日公布 令和6年(2024)4月1日施行)	○ 全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置等 ○ 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設 ○ 児童の意見聴取等の仕組みの整備
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 (令和4年(2022)12月16日公布 令和5年(2023)4月1日施行及び 令和6年(2024)4月1日施行)	(令和5年4月1日施行分) ○ 事業主の責務に、適当な雇用の場の提供、適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置が含まれることが明確化 ○ 事業協同組合等を活用することで、複数の中小企業が共同して障害者の雇用機会を確保することができる仕組みを全国展開 ○ 宅就業支援団体の登録要件を緩和するとともに、登録申請の手続を簡素化 ○ 精神障害者に関する実雇用率の算定について、全ての方について、当分の間、1人をもって1人とカウントする (令和6年4月1日施行分) ○ 週所定労働時間が10時間以上20時間未満で働く重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の方を雇用した場合、特例的な取扱いとして、実雇用率上、1人をもって0.5人と算定する ○ 障害者雇用調整金及び報奨金について、事業主が一定数を超えて障害者を雇用する場合、その超過人数分の支給額の調整を行う ○ 障害者の雇入れ及び雇用継続に対する相談支援等に対応するための助成措置を新設するとともに、既存の助成金(障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金等)の拡充等を行う
障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)の改正 (令和4年(2022)12月16日公布 令和6年(2024)4月1日施行)	○ 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが、法律上明確化 ○ 就労選択支援(就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス)の創設 施行期日(案)令和7年(2025)10月1日(政令で定める日) ○ 短時間労働者に対する実雇用率算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化 ○ 医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進 ○ 難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ○ 障害者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備(第三者提供の仕組みの規定等)
孤独・孤立対策推進法 (令和5年(2023)5月31日成立 令和5年(2023)6月7日公布 令和6年(2024)4月1日施行)	○ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

4. 富士見町福祉運営委員会設置要綱

○富士見町福祉運営委員会設置要綱

平成 15 年 3 月 20 日

訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 富士見町福祉運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、富士見町老人福祉計画及び、富士見町障害者福祉計画に関する調査、研究及び事業計画策定及び、福祉に関する事項について協議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、保健、医療及び福祉に係る機関及び団体等並びに町民のうちから町長が委嘱し 15 名以内をもつて組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、再選は妨げない。

2 役職をもつて委嘱された委員は、その役職の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第 7 条 調査、研究及び事業実施に必要な資料収集のため、委員会内に専門部会を設置することができる。

2 専門部会の部員は、各種団体及び行政機関の中から委員長が委嘱する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 25 日訓令第 4 号)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 11 日訓令第 12 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

5. 富士見町福祉運営委員会委員名簿

氏 名	所 属	任 期
委員長 當銘 利章	富士見町医師会 (富士見やまびこクリニック)	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31
副委員長 名取 祐仁	社会福祉協議会	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31
後町 みどり	地域包括支援センター	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31
三井 八重子	保健補導員会連合会	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31
岡崎 咲穂	民生児童委員協議会	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31
齊藤 政雄	諏訪広域介護保険委員会	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31
名取 良治	身体障害者福祉協会	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31
樋口 てる子	介護相談員	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31
江口 てるみ	食生活改善推進協議会	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31
織田 淑子	ボランティア代表	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31
大島 良彦	福祉施設代表	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31
名取 あゆみ	子育て支援拠点 NPO 法人たくさんの手	R5. 4. 1 ~ R7. 3. 31

**第7期 富士見町障害福祉計画
(第3期 富士見町障害児福祉計画)**

令和6年度～令和8年度

発行：令和6年3月

企画・編集：富士見町役場 住民福祉課 社会福祉係

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777 番地

TEL：(0266) 62-9144 (直通) FAX：(0266) 62-5228
